

■ 小口資金のお借入を検討している小規模企業者のお客さまへ

小口零細企業保証制度 「全国小口」・「小口」・「小口つなぎ」のご案内

- 金融環境の変化による影響を受けやすい小規模企業者を対象とした、責任共有制度対象外となる全国统一保証制度【小口零細企業保証制度】(略称:全国小口)です。また、全国小口に準拠した東京都制度融資【小口零細企業保証制度】(略称:小口)に加え、各区市町でも同様に、独自制度として小口零細企業保証制度^(注)(略称:マル区小口・マル市小口・マル町小口)がごございます。

(注)制度の有無や要件等は区市町により異なります。

融資限度額

2,000万円

(全国の保証付融資残高の合計が
2,000万円以下となる必要があります)

対象者

従業員数

**製造業等 20人以下
卸売・小売・サービス業 5人以下**

保証割合

100%

保証料率

**責任共有外
保証料率を適用**

詳しいお問い合わせ先は、右記QRコードを読み取ってご確認ください。



制度概要

① 対象となる方	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 ① 常時使用する従業員の数が20人(卸売業・小売業・サービス業は5人)以下で、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う事業者 ② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行う事業者 ③ 事業協同小組合で、特定事業を行う事業者またはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業者 ④ 特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する従業員の数が20人以下の事業者 ⑤ 特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者 ⑥ 医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者(上記①から⑤に掲げる事業者を除く)
② 融資限度額	【全国小口】・【小口】 2,000万円 【小口つなぎ】 300万円 ※全国の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計が2,000万円以下となる必要があります。
③ 対象資金	事業資金
④ 保証割合	100%
⑤ 貸付形式	証書貸付・手形貸付・手形割引・電子記録債権割引 ただし、極度設定のある貸付・割引(根保証形式のもの)を除きます(「小口つなぎ」は証書貸付または手形貸付)
⑥ 融資期間	【全国小口】 証書貸付 10年以内(据置期間1年以内を含む) 手形貸付 1年以内 手形割引 30日以上6か月以内 電子記録債権割引 30日以上6か月以内 【小口】 運転資金 7年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金 10年以内(据置期間1年以内を含む) 【小口つなぎ】 運転資金 2年以内
⑦ 返済方法	一括または分割返済 ただし、一括返済の場合は保証期間1年以内
⑧ 融資利率	【全国小口】 金融機関所定の利率 【小口】・【小口つなぎ】固定金利または変動金利から選ぶことができます 【固定金利】融資期間 3年以内 2.05%以内 3年超5年以内 2.25%以内 5年超7年以内 2.45%以内 7年超 2.65%以内 【変動金利】 短プラ+「0.7%以内」 ※【小口】については上記金利から0.4%優遇される「小口支援特例」の取扱いもございます。詳しくは各支店にお問い合わせください。
⑨ 保証料率	責任共有外保証料率
⑩ 担保	原則として不要
⑪ 連帯保証人	・法人:必要となる場合があります ・組合:必要となる場合があります ・個人事業主:原則として不要です